

日本学生支援機構 給付奨学生（受給中・休停止中）の方

【高等教育修学支援新制度による授業料減免継続申請要領】 **A様式2**

日本学生支援機構給付奨学金を申請し採用された場合、採用区分に応じて授業料が減免されます。授業料の減免継続を申請する学生は、下記提出書類を必ず提出してください。

提出書類

- **A様式2**「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を提出
- **84円切手（結果通知用）1枚**

- ・窓口提出者：申請書提出時に封筒を配付します。84円切手を持参ください。
- ・郵送提出者：各自で長形3号の封筒（縦 235 mm×横 120 mm）を1枚準備し、封筒に学資負担者住所・学資負担者氏名・学生氏名・学生証番号を記入し、84円切手を貼付して申請書提出時に同封してください。

※マンション名・部屋番号まで記載してください。

切手貼付	郵便番号
学資負担者住所	
学資負担者氏名 様	
学生氏名 様	
学生証番号	

（注意事項）

1. 給付奨学金に申し込んだうえで、家計基準及び学力基準等を満たさなかったため認定を受けることができなかった者は、同じ期間、高等教育修学支援新制度の授業料減免対象者としても認定を受けることはできません。
2. 日本学生支援機構給付奨学生で授業料減免を継続する学生は全員提出が必要です。
3. 授業料の減免継続を希望する場合は年に2回（前期・後期）A様式2を提出していただきます。本年度後期分（8月～9月末）・翌年度前期分（2月～3月末）の提出が必要です。

例1) 前期に給付奨学金を新規申請しA様式1を提出し給付奨学生となった場合、後期はA様式2を提出。

例2) 現在給付奨学生（受給中）の場合は前期も後期もA様式2を提出。

例3) 給付奨学金が「休停止中」の方も家計基準の見直しによって、給付奨学金が再開される場合がありますのでA様式2を提出。

4. 申請書は、窓口または郵送で受付します。窓口提出の場合は、受付期間内に持参してください。郵送提出の場合はレターパックライトで送付してください。

<郵送先> 城北地区

〒790-8577 松山市文京町3番
愛媛大学 教育学生支援部学生生活支援課
学生生活支援チーム あて

品名に「A様式2在中」と記入。

電話番号：089(927)9169

<窓口>

学生生活支援課（図書館1階西）
医学部の学生：医学部学務課学生生活チーム
農学部の学生：農学部事務課学務チーム

※医学部、農学部の学生は該当学部の指定窓口に出してください。

